

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第1回会議配布資料	資料 2
令和5年6月27日	

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～
こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」
(令和3年12月21日閣議決定) (抜粋)

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)

1. はじめに

こどもや若者に関する施策(以下「こども政策」という。)については、これまで、少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)や子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)等に基づき、政府を挙げて、各般の施策に取り組んできた。様々な取組が着実に前に進められてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない。こうした中、令和2年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、大変痛ましいことに令和2年は約800人もの19歳以下のこどもが自殺するなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらに、コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えている。

今こそ、こども政策を強力に推進し、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどもの Well-being を高め、社会の持続的発展を確保できるかの分岐点である。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(以下「こどもまんなか社会」という。)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する。

2. 今後のこども政策の基本理念

- (1) こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案(略)

- (2) 全てのこどもの健やかな成長、Well-being の向上

全てのこどもが、相互に人格と個性を尊重し合いながら、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに社会の構成員として自分らしく尊厳をもって社会生活を営むことができるように、その成長を社会が支えつつ、伴走していくことが基本である。

(略)

こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供する。

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができる、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要である。このため、家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が、学校等の場をプラットフォームとして相互に協力しながら、一体的に取り組んでいく。また、性別にかかわらずそれぞれのこどもの可能性を拡げていくことが重要であり、乳幼児期から大人に至るまでの全ての段階で男女共同参画の視点を取り入れる。

(3) 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援 (略)

(4) こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援 (略)

(5) 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家

庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換(略)

(6) データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、P D C A サイクル
(評価・改善) (略)

3. こども家庭庁の設置とその機能 (略)

4. こども家庭庁の体制と主な事務
(略)

①成育部門

成育部門は、全てのこどもの健やかで安全・安心な成長に関する事務を担う。主たる事務は以下の通り。

1) 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等 (略)

2) 就学前の全てのこどもの育ちの保障 (略)

3) 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり (略)

4) こどもの安全

こどもの性的搾取を防止するための政府の取組を中心的に担うとともに、教育・保育施設等やこどもが活動する場(放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など)等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討を進める。また、教育職員等による児童生徒等への性暴力等の防止等に関し、今後、文部科学省が基本指針を変更する際に事前協議を受けることとする。

(略)

②支援部門（略）

③企画立案・総合調整部門（略）

5. こども家庭庁創設に向けたスケジュール（略）

6. こども政策を強力に進めるために必要な安定財源の確保（略）